

# がん登録等の推進に関する法律案骨子（案）の概要

がん登録等（全国がん登録及び院内がん登録等の方法によるがん治療情報の収集）

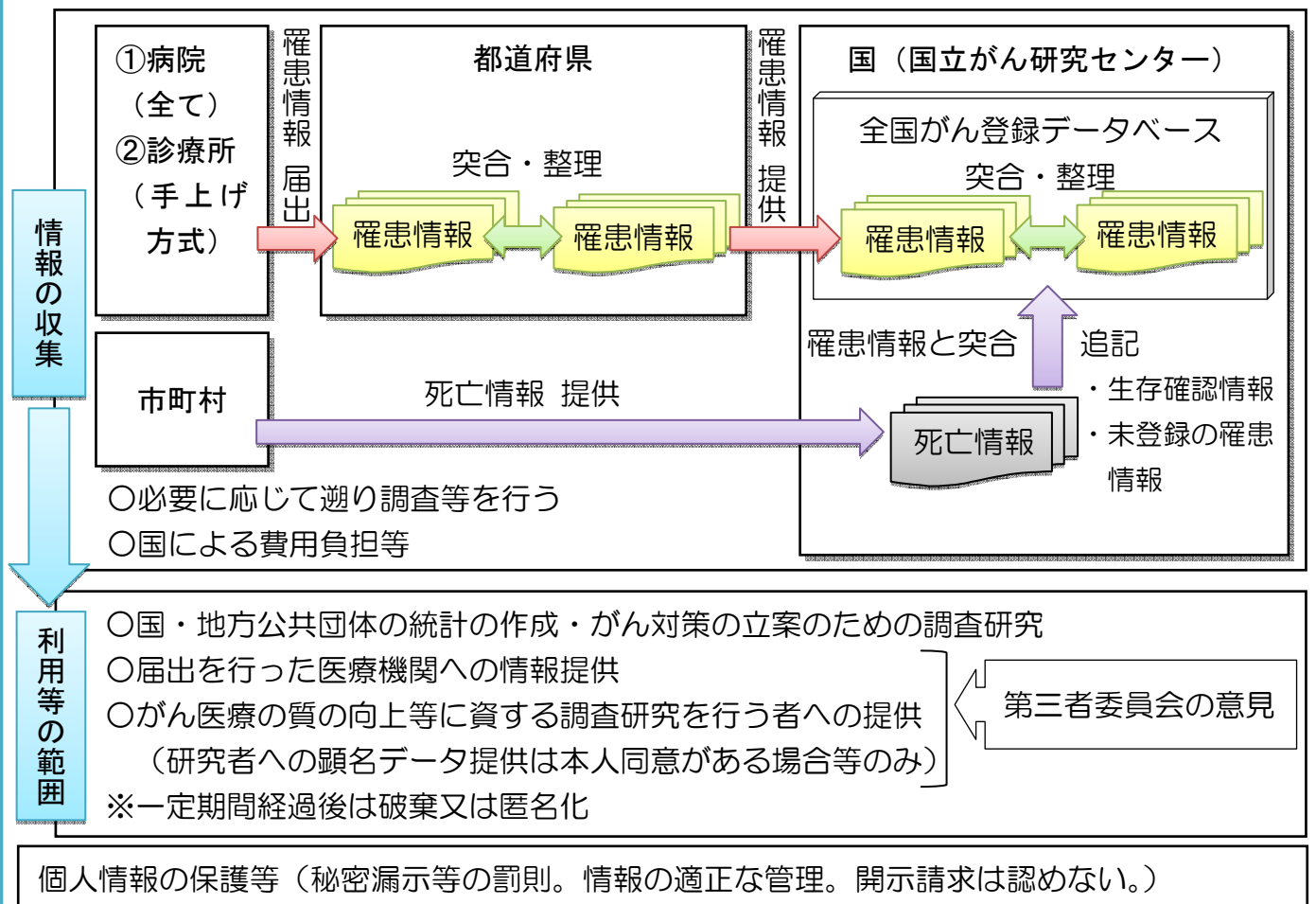
- 「全国がん登録」：国内におけるがんの罹患の状況等を把握するため、国が必要な情報を収集し、保存すること（現在の地域がん登録を発展させたもの）
- 「院内がん登録」：病院におけるがんの治療の状況等を詳細に把握するため、当該病院が必要な情報を収集し、保存すること（現在の院内がん登録に相当）

➡がん医療の質の向上等（がん医療の質の向上及びがん予防の推進）、がん・がん医療についての国民への情報提供の充実その他科学的知見に基づくがん対策の一層の充実に資する

## 基本理念

- 全国がん登録：罹患等の状況を正確に把握、院内がん登録等への情報提供
- 全国がん登録に加え、院内がん登録等の治療に関する詳細な情報の収集
- がん医療の質の向上等、患者等のがん・がん医療の理解の増進に資するよう情報を活用
- がん登録等に係る個人情報等を厳格に保護

## 全国がん登録の実施等



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国による治療情報の収集等のための体制整備）

## がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策立案、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な説明、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん・がん医療に関する研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献